

2012年10月26日

改定A: 2013年 8月30日

一般社団法人日本航空宇宙工業会
航空宇宙品質センター(IAQG)
航空宇宙審査登録管理委員会(JRMC)
議長 筒井 俊



SJAC 9104-1 適用に伴う補足規定について

日頃より航空宇宙ならびに防衛産業界の品質マネジメントシステム認証制度運用にご理解とご協力
いただきましてありがとうございます。

さて、IAQG(国際航空宇宙品質グループ)が航空宇宙品質マネジメントシステム規格の認証基準
として制定致しました9104-1規格に基づき、2012年2月24日に発行されたSJAC 9104-1の適用に
伴い、IAQGが制定した9104-1、9104-2及び9104-3のそれぞれの規格では対応していない
日本固有の規定を明確にするため、添付の補足規定を改定致しましたので、各関係機関におかれま
しては、SJAC 9104-1、SJAC 9104-2、SJAC 9104-3及び本補足規定により適切な運用を実施して
いただきますようよろしくお願い致します。

記

附属書1: SJAC 9104-1 補足規定

附属書2: SJAC 9104-2 補足規定

附属書3: SJAC 9104-3 補足規定

附属書4: SJAC9104-1 適用に伴う航空宇宙審査員及び航空宇宙産業経験審査員向け
IAQG認可基礎研修コースの要求事項

注記1: AQMS 審査員基礎研修コースの要求事項につきましては現行のSJAC 9104-3の規定とは
異なる部分が多いため、9104-3の次回改定版発行まで附属書4に基づく運用とします。

注記2: 初版では補足規定に反映しておりましたIAQG OPMT ICOP Resolutionについては、改定及び
追加の頻度が高いことから、本補足規定の維持管理の効率化と関係機関様への展開時の混乱
を避けるため、今回の改定で本補足規定と切り離しております。従いましてIAQG OPMT ICOP
Resolutionの適用については、SJAC9104-1 箇条6.7 e)に基づきOASISデータベースに掲載
されております、IAQG OPMT ICOP Resolutionを参照願います。尚、9104-1に関するIAQG
OPMT ICOP Resolutionの参考和訳をJAQG ウェブサイトに掲載しますので合わせて活用願
います。

注記3: 今回の改定A版の適用に伴い、IAQG OPMT ICOP Resolutionの適用についてはそれぞれの
Resolutionの規定に従っていただくこと、及びその他の改定内容は誤記修正や現状に合わせ
た改定となっておりますので、適用期限は設定しません。

参考: IAQG OPMT ICOP Resolutionを掲載しているサイトアドレス:

“<https://www.sae.org/iaqgdb/oasishelp/IAQGResolutionLog.xlsx>”

9104-1に関するIAQG OPMT ICOP Resolutionの参考和訳を掲載しているJAQGウェブの
サイトアドレス: “<http://www.sjac.or.jp/jaqg/index.html>” → 「認証制度関係基準」

改定記録

発行版	発行日	改定概要
初版発行	2012年10月26日	—————
改定A	2013年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="692 376 1433 450">・ IAQG OPMT ICOP Resolutionの反映の切り離し及び現状に合わせ、本文、注記1, 2及び注記3を改定。 <li data-bbox="692 456 1439 607">・ 附属書1 IAQG OPMT ICOP Resolutionに対応する規定を削除。現状に合わせてNo.4にSJAC9104-1 8.6 h)に関して認定機関のロゴまたはシンボルの表示を必須とする規定を追加。 <li data-bbox="692 613 1426 687">・ 附属書3 IAQG OPMT ICOP Resolutionに対応する規定を削除。 <li data-bbox="692 694 1276 766">・ 附属書4 4.4項及び4.5.4項の誤記修正。 (SJAC9010→SJAC9104シリーズ規格への修正)

NO.	項目番号	本文規定	補足規定
			<p>データベースへの入力を完了しなければならない。</p> <p>その他 Resolution 等により OASIS データベースへの入力期限が規定されている場合は、CB は、期限の暦日 10 日前までに必要なデータを JAQG 事務局の IAQG-OASIS データベース管理者に通知しなければならない。事務局は受領してから暦日 10 日以内にデータベースへの入力を完了しなければならない。</p>
5	8.6 h)	<p>認証文書は、国内航空宇宙産業団体 (NAIA) 又はセクター管理委員会 (SMS) と同様に、当該 CB を認定した、SMS 承認の認定機関 (AB) のロゴ又はシンボルを表示することができる。</p>	<p>以下を追加する。</p> <p>JIS Q 9100 の認証制度においては、当該 CB を認定した、航空宇宙審査登録管理委員会 (JRMC) 承認の認定機関 (AB) のロゴ又はシンボルを表示しなければならない。</p>
6	8.7	<p>認証の喪失</p> <p>認証機関 (CB) は、組織の航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格の認証を一時停止又は取消した際に OASIS データベースがアップデートされるよう取り決めなければならない。この取り決めによるアップデートは、組織の認証の状態についてのいかなる変化も反映させるため、暦日 14 日以内に CB によって行われなければならない。</p>	<p>以下を追加する。</p> <p>日本国内においては、OASIS データベースへの入力は JAQG 事務局により実施されるため、認証機関 (CB) は、組織の航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格の認証を一時停止又は取消した際は、暦日 7 日以内に必要な情報を JAQG 事務局の IAQG-OASIS データベース管理者に通知しなければならない。事務局は受領してから暦日 7 日以内にアップデートを完了しなければならない。</p>
7	10.3 b)	<p>承認の通知を受け次第、AAB は、適切なデータを OASIS データベースにアップロードし、AQMS 審査員へ承認の通知をしなければならない。</p>	<p>以下を追加する。</p> <p>日本国内においては、OASIS データベースへの入力は JAQG 事務局により実施されるため、AAB は承認の通知を受け次第、適切なデータを JAQG 事務局の IAQG-OASIS データベース管理者に通知しなければならない。</p>
8	11.3 e)	<p>TPAB は、TP 承認後、適切なデータを OASIS データベースにアップロードし、TP へ承認の通知をしなければならない。レビューにおいて、TP が SJAC 9104-3 に記載されている要求事項を満たしていないと判断された場合、TPAB は TP に不承認の理由を通知しなければならない。</p>	<p>以下を追加する。</p> <p>日本国内においては、OASIS データベースへの入力は JAQG 事務局により実施されるため、TPAB は TP 承認後、適切なデータを JAQG 事務局の IAQG-OASIS データベース管理者に通知しなければならない。</p>
9	12.6	<p>データ入力は、登録された OASIS データベース管理者が行わなければならない。この管理者は、認証組織内部の要員とすることも、セクター管理委員会 (SMS) が決定した外部機関 [例えば、認証機関 (CB)] の要員とすることも可能である。</p>	<p>以下を追加する。</p> <p>日本国内においては、組織の OASIS データベース管理者が権限をもつ箇所を除き、データの入力は JAQG 事務局の IAQG-OASIS データベース管理者が担当する。</p>